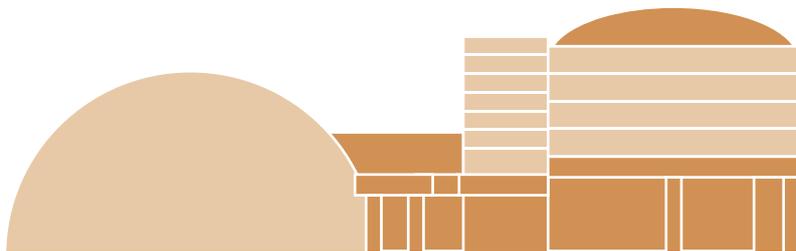

基本目的Ⅷ

計画推進

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 25

まちづくりを市民と行政が 共創して行うまちになる

地域のさまざまな人々や団体、組織、行政が、共にまちを創り、
新しい価値を創りだしつつ、社会目的を達成するしくみが
整っているまちをめざします

現状と分析

- 都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりの希薄化に起因するさまざまな問題が生じています。
- 急激な社会構造の変化は人々の暮らし方や働き方などを変え、行政へのニーズも個別化、多様化が進んでいます。行政のみでニーズに対応することは困難な状況であり、市民、団体、企業など、さまざまな主体が協力しながら公共を支えていく必要性が高まっています。
- 市民ニーズの多様化、市民団体の活発化、行財政の縮小化が進むなかで、施策の立案、実施、評価段階において市民の意見を生かす機会をいっそう充実するとともに、市民と行政の共創による市政運営を進める必要があります。

施策の方向

- 市民協働の必要性をよりいっそう啓発するとともに、まちづくりを担う人材の育成に努めます。
- NPO、ボランティア活動など公益性の高い市民活動がいっそう活発化するための環境を整えます。
- 行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となって地域活動を活発に行い、地域力を高めるための支援を図ります。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
館林市内に主たる事務所があるNPO法人数	NPO法に基づき認証された社会的信用度の高い法人で、新たな公共の担い手として期待される主体の一つ	19法人 (平成26年度)	
「ちょいボラ」登録者数	空いた時間に誰でも、少しでもできる「ちょっとしたボランティア」バンクへの登録者数	42名 (平成26年度)	
共に魅力的なまちを創るための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「市政に積極的に参加し、行政と情報を共有しながら、共に魅力的なまちを創るための活動」	16.5% (平成25年度)	



施策目的 26

人権尊重の意識が生活のなかに 定着した住みよいまちになる

すべての市民が
相互理解と共生の意識を持っている
まちをめざします

現状と分析

- 人権尊重の精神が生活のなかに定着しつつありますが、個人の意識や行動、社会習慣のなかに差別や偏見は残っており、市民一人ひとりに人権問題への関心を促すための粘り強い取り組みが必要です。
- 誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会^{※1}を実現するためには、意識啓発運動など、社会全体における市民運動として取り組むとともに、仕事と生活の調和を可能にする環境整備を推進する必要があります。
- 終戦から70年以上が経過し、戦争経験者も少なくなっていくなかで、戦争の歴史を風化させず、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくため、引き続き啓発を行うことが重要です。

施策の方向

- 人権教育・啓発に関する基本計画^{※2}に基づき、人権の尊重された社会づくりを進めるため、グローバル化など人権をめぐる社会情勢の変化を考慮しつつ、ユニバーサルデザインという考え方を社会全体に啓発していきます。
- 一人ひとりが人権を守り、個人が尊重され、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくため、男女共同参画社会の構築を促します。
- すべての市民の理解と協調のもとに、安心して快適に暮らす地域社会の実現をめざした多文化共生の地域づくりを促します。
- 地域コミュニティの再生が求められており、世代を超えた交流などを進めることや、地域住民による互助・共助のしくみが組み込まれた地域社会づくりを働きかけるとともに、地域の課題解決のため、自治会や町内会などの地縁型コミュニティ^{※3}と、NPOなどの目的型活動組織の民と民の共創を促します。
- 平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条）
- ※2 人権教育・啓発に関する基本計画：女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権課題の解決をめざして策定された本市の計画のこと。
- ※3 地縁型コミュニティ：一定の地域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な活動を行っている共同体のこと。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
在住外国人を支援する市民の数（個人）	在住外国人を支援するボランティア団体の会員数（個人）	258人 （平成27年度）	
在住外国人を支援する市民の数（法人等）	在住外国人を支援するボランティア団体の会員数（法人等）	24団体 （平成27年度）	
男性優位と思う市民の割合	男女共同参画社会に関する市民意識調査における男女の地位の平等感	65.1% （平成27年度）	
人権が尊重される平和な社会をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動」	14.0% （平成25年度）	

施策目的 27

高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる

目的を常に意識し、成果を重視する行政経営システムが整っていると同時に、健全な財政運営がなされ、高品質で生産性の高い行政活動をめざします

現状と分析

- 地方分権の進展や少子高齢社会の到来などにともない、多様化、高度化する行政課題に対応し、少ない負担で高水準な行政サービスを行うためには、職員の意識改革や目的達成に向け最適な組織機構の見直し、適正な人事管理、政策評価などを実現するための実効性のあるシステムの確立などの行政改革をよりいっそう推進していくことが求められています。
- 本市では、財政の健全化に努めながら、まちづくりを進めてきましたが、地方交付税などが減少する一方、社会保障関係経費が増加するなど、厳しい財政運営を余儀なくされています。
- 人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズのいっそうの多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化にともない、行政課題がますます複雑化しています。これらの状況から、将来にわたって魅力あるまちづくりを進めていくために、成果を重視した目的指向型行政経営システムが必要です。
- 公共施設における老朽化、人口減少による利用状況の変化、財政負担の平準化の必要性などから、長期的視点に立った総合的な維持管理を行う必要があります。

施策の方向

- 職員数の適正化を推進するとともに、目的達成や多様化する行政課題に対応するため、最適な組織機構の見直しを進めます。
- 体系的な職員研修を実施し、政策形成能力や企画立案能力の高い職員、専門職の育成に努めます。
- 総合計画の適切な進行管理と政策評価を行い、成果志向、目的志向に沿った事業執行を図るため、業務棚卸^{*1}の適切な運用を行います。
- 窓口サービスの向上及び業務の効率を高めるため、情報システムの最適化に努めます。
- より市民に近い庁内各部への権限の移譲を進め、政策機能を強化するとともに、より品質の高いサービスが提供できるよう各部間の連携を強化し、横断的な取り組みを図ります。
- 将来的な行政運営を展望するなかで、従来の市町区域を越え、効率的な行政運営に対する取り組みが求められていることから、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域での連携を官民が一体となって、いっそうの強化を図ります。

- 財政運営の健全化のため課税の適正化、収納率の向上などにより、自主財源の確保に努めます。
- 将来にわたる財政の健全性を確保するため、新地方公会計制度に基づく財務諸表^{※2}の活用など、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。
- 市有地の有効活用を図るため、効率的な管理や未利用市有地の積極的な売払い、貸付などを行います。
- 公共施設の長寿命化や老朽化対策などを行うため、総合的な維持管理を進めます。

※1 業務棚卸：総合計画の実施計画書として市民に公開し、業務の「見える化」を図るもの。また、担当者が総合計画の施策目的を達成するために、具体的に何をどこまでやるのか、1年間に実施する業務の内容を、目的と手段に体系化し記述したもの。目的達成のための作戦の構築、作戦の評価と改善などの目的指向型行政運営を推進するツールとして、担当部署で共有して目的の達成をめざすもの。

※2 新地方公会計制度に基づく財務諸表：本市では、平成19年10月に総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された「基準モデル」を活用し、財務諸表4表を整備しており、基準モデルは、企業会計の考え方と実務を基本にして、発生主義による複式記帳を前提にしている。財務諸表4表は、資産と負債などの財務状況を示した「貸借対照表」、行政サービスに要した費用の内訳を示した「行政コスト計算書」、純資産の変動における財源調達の方法と費消を示した「純資産変動計算書」、現金の出入りを経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3区分で示した「資金収支計算書」により構成されている。

※3 実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)及びそれに準じる額を指標化したもの。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。なお、早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」、財政再生基準を超えると従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となる。

※4 将来負担比率：地方公共団体の借入金(地方債)及び公営企業や一部事務組合などに対して将来支払っていく可能性のある負担額などを指標化したもの。市町村は350%を早期健全化基準としている。なお、早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となる。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
第六次行政改革大綱の進捗率	第六次行政改革大綱(平成27年度～31年度)における進捗状況	0% (平成27年度)	
実質公債費比率 ^{※3}	財政指標(健全化判断比率)早期健全化基準値内を維持する	4.3% (平成26年度決算)	
将来負担比率 ^{※4}	実質公債費比率の早期健全化基準は25% 将来負担比率の早期健全化基準は350%	91.2% (平成26年度決算)	

施策目的 28

開かれた行政となり、 透明性の高いまちになる

市民との共創を促すため、まちづくりの情報が
わかりやすく提供され、また入手できるしくみが整い
信頼される行政が展開されているまちをめざします

現状と分析

- 市民の意見や要望を市政に反映させるため、まちづくり懇談会など、積極的な広聴に努めるとともに、広報館林や市公式ホームページなどにより効果的な広報に努めています。
- 地方分権が進み、市民との共創が強く求められるなかで、社会目的を共通のものとするため、市政情報の提供や公開をよりいっそう積極的に進めることが求められています。
- 市民が声を寄せる手段の拡充を図るとともに、意見に対しては、相手の立場に配慮した説明責任に努めることが必要です。

施策の方向

- 市政のさまざまな情報を適切に管理するとともに、市民が行政の持つ情報資源を有効に活用できるよう情報の共有を図ります。
- 市民との意思疎通を図り、理解と協力を得ながら行政課題を解決するために、市政情報のわかりやすい広報を進めます。
- 法令順守を徹底し、適正かつ公平な執行に努めます。



指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
まちづくりに関する意見	まちづくりメッセージとして受けた相談件数	189件 (平成26年度)	
インターネットを活用して情報検索や情報発信している市民の割合	市民活動調査 「インターネットを活用して情報検索や情報発信をすること」	44.9% (平成25年度)	
館林市のホームページを閲覧している市民の割合	市民活動調査 「館林市のホームページを閲覧すること」	23.1% (平成25年度)	



